



島根県報

平成20年4月30日(水)

号外第76号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

島根県県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 条例の概要

(1) 法人の県民税

ア 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税となることに伴う規定の整理(第4条・第6条・第7条・第13条関係)

イ 人格のない社団等、公益法人など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)について均等割を課す場合には、最低税率を適用することとした。(第13条関係)

(2) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を2年間延長することとした。(附則第18項関係)

ア 平成20年度及び平成21年度に新車新規登録から11年(ガソリン車又はLPG車は、13年)を経過した自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車を除く。)について、その翌年度から税率のおおむね100分の10重課する特例措置を講ずることとした。

イ 平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

㊦ 平成17年自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より25パーセント以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車及び一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車について、税率をおおむね100分の50軽減することとした。

㊧ 平成17年自動車排出ガス基準値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で平成22年度燃費基準値より15パーセント以上燃費性能の良いものについて、税率をおおむね100分の25軽減することとした。

(3) 引用する条項の整理

(4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条

例

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第29号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表県民税の項中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）」を「法人」に改める。

第6条中「法人等」を「法人」に改める。

第7条の見出し及び同条第1項中「法人等」を「法人」に改め、同条第2項中「法人等」を「法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」に改める。

第8条第3号中「法人」を「特定非営利活動法人」に改める。

第13条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第1項の表以外の部分中「法人等」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
1 次に掲げる法人 (1) 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、法第25条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） (2) 人格のない社団等 (3) 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（(1)及び(2)に掲げる法人を除く。） (4) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第6条の23の2の規定により算定した金額。以下「資本金等の額」という。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び(3)に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が10,000,000円以下であるもの	年額 20,000円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10,000,000円を超え100,000,000円以下であるもの	年額 50,000円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100,000,000円を超え1,000,000,000円以下であるもの	年額 130,000円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000,000,000円を超え5,000,000,000円以下であるもの	年額 540,000円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が5,000,000,000円を超えるもの	年額 800,000円

第13条第2項中「法人税法」を「法人税法第2条第16号」に改める。

第24条第1項中「第73条の3」を「第73条の3第1項」に改め、同条第2項中「第73条の27の7第2項」を「第73条の27の7第3項」に改める。

第46条第9号中「法人が」を「特定非営利活動法人が」に改める。

附則第15項中「第9条の2第2項」を「第9条の2」に改める。

附則第18項第1号ア中「平成7年3月31日」を「平成9年3月31日」に改め、同号イ中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第3号中「平成16年4月1日から平成17年3月31日」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改め、同項第5号中「平成16年4月1日から平成17年3月31日」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日」に、「平成17年度分」を「平成21年度分」に、「平成17年4月1日から平成18年3月31日」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日」に、「平成18年度分」を「平成22年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例(以下「新条例」という。)第13条の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第13条の規定(同条第1項の表第1号の(1)に掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号に掲げる公共法人等に対して課する平成19年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例附則第18項の規定は、平成20年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成19年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

